（ゴンドラ構造規格の一部改正）

**第四条**　ゴンドラ構造規格（平成六年労働省告示第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （金具等）<br>**第十九条**　ゴンドラは、墜落制止用器具その他の命綱を取り付けるための金具等を備えているものでなければならない。ただし、チェア型のゴンドラにあっては、この限りでない。 | （金具等）<br>**第十九条**　ゴンドラは、安全帯その他の命綱を取り付けるための金具等を備えているものでなければならない。ただし、チェア型のゴンドラにあっては、この限りでない。 |

**○農林水産省告示第千三百七十五号**

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成三十年七月二十日と定め、公示する。

平成三十年六月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第一　国内産農産物<br>一　もみ<br>㈠　（略）<br>㈡　銘柄<br>イ　水稲うるちもみ<br>産地品種銘柄<br>産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。 | 第一　国内産農産物<br>一　もみ<br>㈠　（略）<br>㈡　銘柄<br>イ　水稲うるちもみ<br>産地品種銘柄<br>産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。 |

| 道府県 | 品種 |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| 高知県 | あきたこまち、アキツホ、イクヒカリ、キヌヒカリ、黄金錦、コシヒカリ、さわかおり、土佐錦、ナツヒカリ、南国そだち、にこまる、ヒエリ、ヒカリ新世紀、ヒカリッコ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ぴかまる、フクヒカリ、ミルキークイーン及びよさ恋美人 |
| （略） | （略） |

| 道府県 | 品種 |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| 高知県 | あきたこまち、アキツホ、イクヒカリ、キヌヒカリ、高育七六号、黄金錦、コシヒカリ、さわかおり、土佐錦、ナツヒカリ、南国そだち、にこまる、ヒエリ、ヒカリ新世紀、ヒカリッコ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ぴかまる、フクヒカリ及びミルキークイーン |
| （略） | （略） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ロ　（略）<br>㈢　（略）<br>附　（略）<br>定義　（略） | ロ　（略）<br>㈢　（略）<br>附　（略）<br>定義　（略） |